

財務省告示第百六十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十八年三月十五日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成十八年四月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第二百四
十二回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項、平成十
七年度における財政運営のため
の公債の発行の特例等に関する
法律（平成十七年法律第十九号）
第二条第一項及び財政融資資金
特別会計法（昭和二十六年法律
第一百一号）第十一条第一項並び
に国債整理基金特別会計法（明
治三十九年法律第六号）第五条
第一項及び第五条ノ二
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。）の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に競争入札において
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率と

三 振替法の適
用等

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に競争入札において
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率と

口	六										イ	二																			
	札	非	競	争	入	入	価	行	争	非			者	特	国																
発	発	行	行	行	行	札	格	行	入	・	別	債	市																		
行	行	行	行	行	行	発	競	争	札	第	参	市	場																		
入	入	入	入	入	入	行	争	額	発	競	加	場																			
ノ	国	百	国	二	六	て	基	別	四	い	に	別	百	金	し	二	の	に	億	つ	定	う	円	額		込	募	各			
二	債	五	債	の	六	は	づ	会	百	て	基	会	二	額	た	条	発	お	百	八	い	に	面	金		み	限	国			
の	整	十	規	六	は	づ	計	七	は	づ	計	十	五	七	付	一	の	け	十	は	づ	財	額		の	度	債	市			
規	理	一	定	十	額	発	法	十	万	額	発	第	万	千	国	項	特	財	五	万	額	政	で		応	募	の	場			
定	基	億	に	五	面	行	第	万	円	金	行	十	円	二	債	の	例	政	万	円	金	法	一		募	額	範	特			
に	金	千	は	五	円	た	条	、	金	額	し	一	、	百	に	規	等	運	円	、	面	第	兆		額	を	囲	別			
基	特	二	は	五	、	で	第	一	国	で	利	第	一	、	財	政	に	の	平	成	金	行	五		割	り	内	参			
づ	会	百	き	五	、	千	一	債	債	付	付	一	融	七	七	は	づ	の	成	十	付	第	千		り	当	に	加			
き	計	五	額	五	、	九	国	項	理	千	国	項	資	億	は	づ	の	め	七	百	利	三			て	い	て	各			
発	法	十	金	五	、	億	に	規	定	三	千	に	規	金	額	発	律	の	年	五	付	百	六		て	各	の	の			
行	第	五	額	九	、	千	に	特	定	千	に	特	定	特	四	面	行	公	七	十	国	十			各	の	の	の	の		
した	五	万	で	付	ノ	千	い	に	特	千	に	特	定	特	四	面	行	債	十	五	債	十				各	の	の	の	の	
利	条	円	九	付	ノ	千	い	に	特	千	に	特	定	特	四	面	行	債	十	五	債	十					各	の	の	の	の

八

最低額面金

五万円

二

特別参加市場
千五百二十七億八千九百三十万

八

特別参加市場
万二千八百三十九万六十一

口

札発行
二百五十一億二千九百四十万

七

払込金

一兆五千三百五十八億九千三百

二

特別参加市場
付ノ国債の整理基金特別会計法第五条
五百二十八億円

八

特別参加市場
付ノ国債の整理基金特別会計法第五条
四百八十四億円

付十億二千五百万円
額面金額で百

九
振 額
替 単
位

十 十
イ 一
発 行 行
日

口

十 十
三 二
初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 入 価 発
利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 入 価 発
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、 入 行 争 格 日

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最も金額と
の整数倍の金額によるものとす
る。
平成十八年三月十五日

十 額 募 十 額 平
九 面 価 八 面 成
銭 金 格 銭 金 十
三 額 五 額 八 年
厘 百 厘 以 百 三
円 円 上 円 月
に の つ き 十 五
つ 所 九 日
き ぞ 九
九 れ 十
九 ぞ 九
円 の 円
九 応 九

年〇・五パーセント
平成十八年九月十五日
とし、次に示す日
と金額を算出し、
金額を支払うとき、
が銀行休業日に当り、
その翌営業日に支払う
次及び第十号において
する期日に同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期以後の利子	毎年三月十五日及び九月十五日
十五	償還期限	て、その日以前六月間に属する
十六	償還金額	利子を支払う。
十七	元利支額	平成二十年三月十五日
十八	払込参加	日本銀行額面金額百円につき百円
十九	払込期日	財務大臣から通知を受けた者 平成十八年三月十五日